

オフィスマーケット共有（定期情報報告）業務 事業者募集要領

1. 目的・概要

神戸市の都心エリア（概ね、①三宮駅周辺エリア、②旧居留地エリア、③元町～神戸駅エリア）を対象に、同エリアの業務床の状況分析・活性化に、連携して取り組む。

2. 委託期間 契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日まで

3. 予算額 1,500,000 円（税込）を上限とする。
* 5.（1）・・・110 万円（税込）を上限とする。
* 5.（2）・・・40 万円（税込）を上限とする。
契約期間終了時に、成果物の検査終了後に精算する。

4. 事業者選定 下記選考方法に沿って、評価結果の上位 3 者以内を受託候補者として選定する。

5. 委託業務の内容

（1）仲介等実績報告

以下の情報提供を行うものとする。期間は、「平成 29 年 4～6 月期」「平成 29 年 7～9 月期」「平成 29 年 10～12 月期」「平成 30 年 1～3 月期」とし、各期末から 2 か月を超えない期間内に下記書類を提出し、神戸市と面談し報告を実施するものとする。ただし、最終期の提出期限は平成 30 年 3 月 31 日とする。

①神戸市内：ビルリスト（様式 1 号）、契約（仲介）実績リスト（様式 2 号）、引合いリスト（様式 3 号）

②兵庫県内（神戸市除く）及び大阪市内：契約（仲介）実績リスト（様式 2-2 号）

※「別紙 データリスト」の定めるところにより作成すること。

（2）調査分析・連携事業

1) 上記各期間の定期報告書（様式 4 号）の作成

2) 連携事業

A) 必須項目

① 「神戸市オフィス誘致パートナー企業」の呼称使用

② 神戸市企業誘致ホームページ内の事業者ロゴバナー等から事業者ホームページの神戸市物件紹介ページにリンクを設定する。なお、市が運営する企業誘致サイト等での広告掲載等は無償とする。

③ ダイレクトメール送付事業の企画・連携（発送主体は市）

B) 任意項目

次に掲げる事業は、事業者の努力義務とする。

① オフィス誘致セミナーの企画・開催（費用負担は別途協議）

- ② 連名企画広告の掲載や、神戸市パンフレットへのコメント寄稿への協力
- ③ 事業者の市況情報エリア区分に「神戸市」を設定する。
- ④ 事業者刊行物において、神戸市の特集を組み、神戸市オフィスの魅力や物件情報などを掲載する。
- ⑤ 事業者ホームページ内に、神戸市マーケットに特化したページを作成し、神戸市オフィスの魅力や物件情報などを掲載する。
- ⑥ 本社や関西拠点の新設・移転の可能性がある有名企業¹の紹介を実施する。
ただし、紹介が守秘義務等で難しい場合は、神戸市との協議により、有名企業マインドインタビュー²に替えてもよい。

6. 応募資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 会社更生法及び民事再生法などによる手続きをしている団体でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体でないこと。
- (5) 本市から指名停止措置を受けている団体でないこと。
- (6) 過年度にわたって豊富な引合いや仲介実績があること。
- (7) 全国主要都市と比較することができるだけのネットワークや拠点をもっていること。
- (8) 独自に空室率などの市場統計を算出することが出来るなど、多面的な視点で企業動向の分析が可能であること。

7. 応募書類

- (1) 参加申込書（別紙）：1部
- (2) 企画提案書（様式は任意だが、A4サイズとする）：5部（併せてデータ提出）
- (3) 団体等の概要がわかる資料（会社概要、パンフレット、直近の決算報告書など）：5部
- (4) 事業費見積書：1部原本、1部印刷

8. 企画提案書の記載事項

- (1) 企業規模（事業所数、従業員数、売上高など）
- (2) オフィス賃貸借の仲介実績（可能な限り数値を示して記述のこと）
- (3) 過去の同種業務または公開されているオフィスマーケット分析の実績の有無
- (4) 連携事業に対する取り組み方針
- (5) 事業実施スケジュール・体制
- (6) 事業費

※直接経費、一般管理費、消費税を項目ごとに積算すること。また、単価を示せるものは示すこと。

※事業実施に必要な交通費、宿泊費は直接経費の中に算入すること。（実費精算は行わない）

¹ 東証一部上場企業等、企業規模や知名度が相当程度と認められる企業

² 関西オフィス市況や、神戸に進出するための条件等について、神戸市職員がインタビューするもの

9. 応募手続き

提出期限までに、「7. 応募書類」を下記へ郵送または持参すること。

提出期限 平成 29 年 5 月 19 日（金） 17:00 必着

【応募書類提出先・問い合わせ先】

〒650-8570

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（神戸市役所 1 号館 23 階）

神戸市企画調整局 医療・新産業本部 企業誘致部 企業立地課（担当:蓬萊・杉迫）

TEL:078-322-5329 FAX:078-322-6072 E-mail:masumi_oyama@office.city.kobe.lg.jp

10. 選考方法

(1) 審査方法

企画提案書に基づき、下記の観点から評価を行う。

A：応募者の受託適性（企業規模、事業実施体制）・・・20 点

B：オフィス賃貸借の仲介実績（十分な量のデータが期待できるか）・・・20 点

C：オフィスマーケットの分析実績・・・20 点

D：連携事業に対する提案内容・意欲・・・30 点

E：事業費・・・10 点

(2) 選考結果の通知

選考結果が決定次第、企画提案書の提出者全員に対して、文書で通知する。評価の結果は採用可否のみの通知とし、その他の評価・審査の内容については通知しない。

(3) その他

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ・「6. 応募資格」を満たしていない者
- ・提出書類に虚偽の記載をした者
- ・提出書類に必要事項の記載のなかった者
- ・提出期限内に所定の書類を提出しなかった者

11. その他

- ・ 提出書類等の作成経費については、全て応募者の負担とする。
- ・ 応募者からの提出物は、返却しない。
- ・ 評価の方法や評価結果に関する不服申し立て、及び提案評価委員会での審査の内容についての問い合わせは一切受け付けない。
- ・ 本市は、受託者が業務の実施にあたり、上記項目に反した場合には、契約金額の一部または全部を返還させることができる権利を有する。
- ・ 上記のほか、本市から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じなければならない。
- ・ 受託候補者を 3 者以内選定した後、本市との協議により提案業務内容を精査し、その後、委託契約締結に向けた交渉を行うものとする。（委託契約の締結については、本市所定の「委託契約

約款」に基づくものとする。)

- ・ 本公募要領に定めのない事項については、別途協議によるものとする。